

四半期報告書

(第136期第1四半期)

自 平成22年1月1日
至 平成22年3月31日

三菱鉛筆株式会社

E02366

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況 7

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	9
2 株価の推移	10
3 役員の状況	10

第5 経理の状況 11

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	21

第二部 提出会社の保証会社等の情報 22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年5月14日
【四半期会計期間】 第136期第1四半期（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】 三菱鉛筆株式会社
【英訳名】 MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】 東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】 東京（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】 経理部長 長谷川 直人
【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】 東京（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】 経理部長 長谷川 直人
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第135期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第136期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第135期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成21年1月1日 至平成21年12月31日
売上高（百万円）	13,129	13,673	48,278
経常利益（百万円）	1,223	1,904	3,792
四半期（当期）純利益（百万円）	710	1,216	2,354
純資産額（百万円）	43,079	44,856	43,479
総資産額（百万円）	62,447	64,339	61,590
1株当たり純資産額（円）	1,343.03	1,435.87	1,393.59
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	22.49	39.45	75.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	67.9	68.8	69.8
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,311	2,117	7,454
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△971	△357	△2,479
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△341	△400	△1,360
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（百万円）	10,706	14,661	13,268
従業員数（人）	2,763	2,884	2,757

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	2,884 (1,440)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（定年後再雇用の契約社員、パート含む。）は、（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	577 (169)
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（定年後再雇用の契約社員、パート含む。）は、（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員数を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	前年同四半期比 (%)
筆記具及び筆記具周辺商品事業 (百万円)	10,800	135.5
その他の事業 (百万円)	211	105.4
合計 (百万円)	11,012	134.8

(注) 1. 上記の金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ）は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	前年同四半期比 (%)
筆記具及び筆記具周辺商品事業 (百万円)	12,944	104.0
その他の事業 (百万円)	729	106.6
合計 (百万円)	13,673	104.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
SANFORD CORPORATION	1,297	9.9	1,239	9.1

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）におけるわが国経済は、新興国の経済成長や先進国の景気下げ止まり感により一部に景気の持ち直しがみられたものの、デフレ傾向や厳しい雇用環境は改善せず、個人消費も伸び悩み、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが属する筆記具業界におきましても、昨年の流通段階における在庫調整の反動からくる需要はあるものの、景気の下振れ懸念は払拭されておらず、足元が不安定な状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」を社是とし、消費者の皆様から広く支持される高付加価値で差別化された新製品を発売する事が出来ました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は136億73百万円（前年同期比4.1%増）と前年同期実績を上回る事が出来ました。また、利益面でも、売上高の増加に加え、売上原価、販売費及び一般管理費の一層の削減を行った結果、営業利益は17億71百万円（前年同期比62.6%増）、経常利益は19億4百万円（前年同期比55.7%増）、四半期純利益は12億16百万円（前年同期比71.3%増）と、大幅な増益となりました。

事業部門別の状況につきましては、筆記具及び筆記具周辺商品事業部門の売上高は新製品の寄与等により129億44百万円（前年同期比4.0%増）となりました。その他の事業部門も、新製品の寄与等により7億29百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

所在地別セグメントの状況につきましては、日本は業界を取り巻く環境は不安定であったものの、一昨年以來発売している新製品群の増加に支えられ売上高は114億40百万円（前年同期比1.5%増）と前年を上回る事が出来ました。アジアは、中国をはじめとする需要の増加により14億63百万円（前年同期比13.0%増）となりました。また、その他の地域の売上高も需要の回復により7億68百万円（前年同期比37.6%増）と前年同期に比べて大幅に増加しました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産は、現金及び預金の増加に加えて受取手形及び売掛金の増加により、前連結会計年度末に比べて27億49百万円増加し643億39百万円となりました。

また、負債は、支払手形及び買掛金の増加により、前連結会計年度末に比べて13億72百万円増加し194億83百万円となりました。

純資産は、利益剰余金及び評価・換算差額等の増加により、前連結会計年度末に比べて13億76百万円増加し448億56百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、146億61百万円と、前連結会計年度末に比べて13億93百万円増加しました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間に営業活動により獲得した資金は21億17百万円（前年同期比1億94百万円の減少）となりました。これは主として税金等調整前四半期純利益及び減価償却費によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間に投資活動により使用した資金は3億57百万円（前年同期比6億13百万円の支出の減少）となりました。これは主として固定資産の取得による支出及び貸付けによる支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間に財務活動により使用した資金は4億円（前年同期比59百万円支出の増加）となりました。これは主として配当金の支払によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

① 基本方針の内容

当社は、「最高の品質こそ最大のサービス」を社是に掲げ、明治20年（1887年）の創業以来、一世紀以上の長きに渡る最高品質の製品を通じた筆記具事業と、筆記具事業で培った技術を応用した新規事業との相乗効果による企業価値の向上に努めてまいりました。一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが重要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社の企業価値の向上に努めています。
イ. 中期3ヵ年計画のスタート

当社は、平成22年1月より「グループ資源の最適配分による競争力の再強化」を基本方針とする平成24年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の強化」、「既存オペレーションの効率化」、「新規事業と新規分野開拓の強化」、「学習する組織と人材の育成」の4つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年2月15日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を、株主の皆様の承認を条件として、従前の内容を一部変更の上改定することを決議し、同年3月26日開催の第135回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、当該対応策を改定することの承認を得ております（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます）。

なお、当社は、平成19年2月19日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、旧プランは、平成19年3月29日開催の第132回定時株主総会、平成20年3月27日開催の第133回定時株主総会および平成21年3月27日開催の第134回定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にご承認をいたしましたが、本定時株主総会終結の時をもって有効期間の満了により失効いたしました。

また、旧プランから本プランへの主な変更点は、以下のとおりです。

イ. 上記のとおり、旧プランについては、旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて株主の皆様にご承認をいたしましたが、本プランについては、本定時株主総会において、定款変更を行って本プランの導入を株主総会決議事項とした上で、本プランの導入自体を決議することにより、株主の皆様に本プランの導入をご承認いただきました。

ロ. 旧プランにおいては、独立委員会の評価検討期間を原則として60営業日としておりましたが、本プランにおいては、評価検討期間を暦日ベースといたしました。また、対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる大量買付けと、それ以外の方法による大量買付けとの間には、評価検討に要する期間に差異があると考えられることから、本プランにおいては、評価検討期間を、前者については原則として最長60日間、後者については原則として最長90日間といたしました。

ハ. 旧プランでは、対抗措置の発動の手続として、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して、その発動の是非を判断することを基本としていましたが、本プランでは、この手続に加えて、（1）独立委員会が対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または（2）当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することができるものといたしました。

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、本定時株主総会において株主の承認を得たうえ更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は700百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	136,500,000
計	136,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	33,143,146	33,143,146	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	33,143,146	33,143,146	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日	—	33,143,146	—	4,497	—	3,582

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,098,300	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,365,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,630,900	306,309	—
単元未満株式	普通株式 48,046	—	—
発行済株式総数	33,143,146	—	—
総株主の議決権	—	306,309	—

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱鉛筆㈱	東京都品川区東大井五丁目23番37号	1,098,300	—	1,098,300	3.31
(相互保有株式) 三菱鉛筆群馬県販売㈱	群馬県前橋市問屋町二丁目6番3号	25,000	—	25,000	0.07
三菱鉛筆埼玉県販売㈱	埼玉県さいたま市浦和区領家六丁目18番11号	12,500	—	12,500	0.03
三菱鉛筆東京販売㈱	東京都墨田区太平四丁目3番8号	564,600	—	564,600	1.70
三菱鉛筆九州販売㈱	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目20番21号	268,400	—	268,400	0.80
三菱鉛筆沖縄県販売㈱	沖縄県那覇市辻一丁目11番5号	2,000	—	2,000	0.00
三菱鉛筆北海道販売㈱	北海道石狩市新港西一丁目778番地5	500	—	500	0.00
三菱鉛筆東関東販売㈱	茨城県水戸市谷津町字細田1番34	22,900	—	22,900	0.06
㈱ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番37号	465,000	—	465,000	1.40
㈱菱和	東京都品川区東大井五丁目23番37号	5,000	—	5,000	0.01
計	—	2,464,200	—	2,464,200	7.43

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月
最高（円）	1,217	1,241	1,406
最低（円）	1,130	1,090	1,201

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,813	13,358
受取手形及び売掛金	14,981	13,461
たな卸資産	※1 9,506	※1 9,682
その他	1,461	1,770
貸倒引当金	△180	△160
流動資産合計	40,583	38,112
固定資産		
有形固定資産	※2 13,534	※2 13,809
無形固定資産	157	169
投資その他の資産		
投資有価証券	7,377	6,768
その他	2,698	2,730
貸倒引当金	△12	△0
投資その他の資産合計	10,064	9,498
固定資産合計	23,756	23,477
資産合計	64,339	61,590

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成22年3月31日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年12月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,101	7,173
短期借入金	1,636	1,693
未払法人税等	582	496
賞与引当金	854	332
返品引当金	57	57
その他	3,569	3,881
流動負債合計	14,802	13,635
固定負債		
長期借入金	23	29
退職給付引当金	2,771	2,768
役員退職慰労引当金	577	613
負ののれん	262	278
その他	1,045	784
固定負債合計	4,680	4,475
負債合計	19,483	18,110
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,582	3,582
利益剰余金	37,010	36,131
自己株式	△2,005	△2,020
株主資本合計	43,084	42,191
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,708	1,337
繰延ヘッジ損益	△7	△7
為替換算調整勘定	△502	△541
評価・換算差額等合計	1,198	788
少数株主持分	572	499
純資産合計	44,856	43,479
負債純資産合計	64,339	61,590

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	13,129	13,673
売上原価	7,480	7,447
売上総利益	5,649	6,226
販売費及び一般管理費	※1 4,559	※1 4,454
営業利益	1,089	1,771
営業外収益		
受取利息	4	2
受取配当金	2	2
受取地代家賃	35	38
負ののれん償却額	—	16
為替差益	137	57
その他	27	68
営業外収益合計	207	186
営業外費用		
支払利息	5	5
持分法による投資損失	12	9
貸倒引当金繰入額	—	12
シンジケートローン手数料	32	4
その他	23	21
営業外費用合計	73	53
経常利益	1,223	1,904
特別利益		
固定資産売却益	—	8
特別利益合計	—	8
特別損失		
固定資産除売却損	12	2
投資有価証券評価損	5	—
役員退職慰労金	—	25
特別損失合計	17	27
税金等調整前四半期純利益	1,205	1,886
法人税等	※2 428	※2 592
少数株主利益	66	77
四半期純利益	710	1,216

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,205	1,886
減価償却費	477	457
貸倒引当金の増減額（△は減少）	3	30
退職給付引当金の増減額（△は減少）	50	1
前払年金費用の増減額（△は増加）	86	67
受取利息及び受取配当金	△7	△4
支払利息	5	5
為替差損益（△は益）	△170	△37
持分法による投資損益（△は益）	12	9
投資有価証券評価損益（△は益）	5	—
売上債権の増減額（△は増加）	488	△1,479
たな卸資産の増減額（△は増加）	882	195
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,026	926
未収消費税等の増減額（△は増加）	605	262
その他	118	302
小計	2,736	2,624
利息及び配当金の受取額	7	4
利息の支払額	△5	△3
法人税等の支払額	△425	△507
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,311	2,117
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△910	△279
固定資産の売却による収入	0	22
投資有価証券の取得による支出	△31	△0
貸付けによる支出	△7	△20
貸付金の回収による収入	2	1
その他	△24	△81
投資活動によるキャッシュ・フロー	△971	△357
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△16	△60
長期借入れによる収入	1	—
長期借入金の返済による支出	△14	△2
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△312	△338
財務活動によるキャッシュ・フロー	△341	△400
現金及び現金同等物に係る換算差額	119	34
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,118	1,393
現金及び現金同等物の期首残高	9,587	13,268
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 10,706	※1 14,661

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1. 税金費用の計算	当社及び一部連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
※1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。	※1. たな御資産の内訳は、次のとおりであります。
商品及び製品 4,220百万円	商品及び製品 3,005百万円
仕掛品 2,333	仕掛品 2,167
原材料及び貯蔵品 2,952	原材料及び貯蔵品 4,510
※2. 有形固定資産の減価償却累計額は35,416百万円であります。	※2. 有形固定資産の減価償却累計額は35,095百万円であります。
3. 債務保証	3. 債務保証
金融機関からの借入に対しての債務保証額	金融機関からの借入に対しての債務保証額
三菱鉛筆販売協同組合 550百万円	三菱鉛筆販売協同組合 550百万円
従業員住宅ローン等に 対する債務保証額 74	従業員住宅ローン等に 対する債務保証額 77
その他 0	その他 1
合計 625	合計 628
4. 受取手形（輸出手形を含む）割引高 102百万円	4. 受取手形（輸出手形を含む）割引高 133百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 879百万円	販売促進費 724百万円
貸倒引当金繰入額 10	貸倒引当金繰入額 14
給与手当 1,086	給与手当 1,161
退職給付費用 79	退職給付費用 63
賞与引当金繰入額 135	賞与引当金繰入額 190
役員退職慰労引当金繰入額 16	役員退職慰労引当金繰入額 25
研究開発費 632	研究開発費 700
減価償却費 90	減価償却費 78
※2. 「法人税等」は「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を一括して記載しております。	※2. 「法人税等」は「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を一括して記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年3月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 10,795百万円	現金及び預金勘定 14,813百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金 △89	預金期間が3ヶ月を超える定期預金 △151
現金及び現金同等物 10,706	現金及び現金同等物 14,661

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年3月31日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 33,143,146株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,302,348株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年2月15日 取締役会	普通株式	352	11	平成21年12月31日	平成22年3月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）

筆記具及び筆記具周辺商品事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

(前第1四半期連結累計期間) (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	11,275	1,295	558	13,129	—	13,129
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,327	756	—	2,083	△2,083	—
計	12,602	2,052	558	15,213	△2,083	13,129
営業利益又は営業損失 (△)	792	152	△12	932	157	1,089

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アジア……香港、台湾、他
- (2) その他……英国、豪州、他

(当第1四半期連結累計期間) (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	11,440	1,463	768	13,673	—	13,673
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,550	1,078	—	2,629	△2,629	—
計	12,991	2,542	768	16,302	△2,629	13,673
営業利益又は営業損失 (△)	1,512	311	51	1,875	△104	1,771

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アジア……香港、台湾、他
- (2) その他……英国、豪州、他

【海外売上高】

(前第1四半期連結累計期間) (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

		アメリカ	アジア	欧州	その他	計
I 海外売上高	(百万円)	1,412	1,388	1,145	712	4,659
II 連結売上高	(百万円)	—	—	—	—	13,129
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)		10.8	10.6	8.7	5.4	35.5

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アメリカ………米国、他
- (2) アジア…………香港、台湾、他
- (3) 欧州……………英国、他
- (4) その他…………豪州、他

3. 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(当第1四半期連結累計期間) (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

		アメリカ	アジア	欧州	その他	計
I 海外売上高	(百万円)	1,440	1,593	1,313	610	4,957
II 連結売上高	(百万円)	—	—	—	—	13,673
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)		10.5	11.7	9.6	4.5	36.3

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アメリカ………米国、他
- (2) アジア…………香港、台湾、他
- (3) 欧州……………英国、他
- (4) その他…………豪州、他

3. 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1 株当たり純資産額 1,435.87円	1 株当たり純資産額 1,393.59円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 22.49円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について、潜在株式が存在しないため、記載を省略しております。	1 株当たり四半期純利益金額 39.45円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について、潜在株式が存在しないため、記載を省略しております。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	710	1,216
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	710	1,216
期中平均株式数（株）	31,579,942	30,840,955

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年 2月15日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ①配当金の総額 | 352百万円 |
| ②1 株当たり配当額 | 11円00銭 |
| ③基準日 | 平成21年12月31日 |
| ④効力発生日 | 平成22年 3月29日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月15日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 落合 操 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 植草 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 落合 操 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 植草 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 数原英一郎は、当社の第136期第1四半期（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。